

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

# 今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
	第1・3水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、184）
	毎週水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	16(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	21(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	24(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談、 問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①7(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②9(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③18(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階男女共同 参画センター	電話相談も可、要予約（内線472）、女性カウンセラー による相談、定員①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	市人権教育・推進センター	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日は除く）、午後1時～3時	レインボーホール （市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線204）
家庭児童相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可（内線206～208、279）
発達相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線286）
子育て相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙など についての相談 ※栄養相談は日時が決まっています。
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に 関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛 連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	6(月)、3/6(月)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	8(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター （市役所1階市民相談室横）	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	市就労支援センター （人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	28(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3 の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	9(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援セン ター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、午前9時～午後8時	トピック(きらめき創造館)	月～金曜日、午後6時～土・日曜日の終日は、ロビースタッ フによる相談
引きこもり相談	16(水)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
もの忘れ医療介護相談	15(水)、3/1(水)、午後1時30分～2時、午後2時15分～2時45分	市役所5階介護認定審査会 室	要予約（内線196）、定員各1組、認知症サポート医、 ほんわかセンター専門職による相談

こころの電話相談 【☎(25)8264】 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分（ただし、祝日は休み）

①=とき、②=場所、③=内容、④=対象者、⑤=定員、⑥=費用、⑦=持ち物、⑧=申し込み、⑨=問い合わせ



## 講座・催し

### おれんじパートナー 交流会



認知症ケアについての情報交換や認知症介護経験者の話を聞いて、困りごとの解決のヒントをみつけませんか。

①2月22日(水)、午後1時30分～3時  
場かがりの郷講座室2

⑤18人(当日直接会場へ) ⑥100円  
岡井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071

### ひきこもり家族交流会

同じ立場に立つご家族が集まり、体験を語り合ったり、望ましい対応について学んだり、情報交換を行います。

①2月15日(水)、午後1時～3時  
場Topic(きらめき創造館) スタディールーム1

④ひきこもり当事者を家族に持つ人  
⑤20人(当日直接会場へ) ⑦無料  
岡生涯学習課 ☎(26)8056

### 物忘れ予防教室

①3月3日～24日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分(全4回)  
場けあばる

④市内在住で65歳以上の人

⑤20人 ⑦無料

⑧2月21日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加する人を優先します。

### 街かどデイハウスのご利用を

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を目的に、市内2カ所で「街かどデイハウス」を実施しています。

④健康チェックや健康体操、給食、各種教室の開催、日常生活向上のためのレクリエーションなど

④65歳以上の在宅で生活する人(事

業対象者、介護認定をお持ちの人は除く)

※実施日や利用料など詳しくは、下記施設にお問い合わせください。

### 街かどデイハウス「ひまわり」

(若松町一丁目19の10) ☎(25)0294

### 街かどデイハウス「きんぎ茶ろん」

(小金台二丁目5の10) ☎(29)0019

### 夜間の中学校で勉強しませんか(生徒募集)

さまざまな事情で義務教育を修了できなかった人や、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人のために、夜間学級を開いています。

15歳以上の方が入学でき、授業料は要りません。外国籍の方も入学できます。また、高校進学のための中学校の卒業証書がもらえます。

岡教育指導室(内線363、364)



## 上下水道

### 水道の漏水にご注意を

水道水の使用量が増加する原因の一つに、漏水が考えられます。

漏水は、初めのうちはわずかでも、その量は日ごとに多くなっていきます。貴重な水が無駄になり料金も高額になるため、水道メーターを確認し、水道を使用していないのに水道メーターが回っているときは、漏水の疑いがありますのでお知り合いの市指定業者または市管工事業協同組合 ☎0120(032)497 へご相談ください。

### 水道管の冬支度はお済みですか

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。

次のような場合は特に注意してください。

- ・水道管がむき出しになっている
- ・水道管が家の北側にある
- ・水道管に風が強く当たる

・低温注意報が発表されたとき

### ■凍結を防止するには

水道管や蛇口などを保温材・毛布・タオルなどで包み、その上からビニールを巻いて保護しましょう。

### ■水道管が凍ったときには

タオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。

### ■水道管が破裂したときには

止水栓を閉め、水を止めて修繕を申し込んでください。

また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。

※水道の修繕は、市指定給水装置工事業者へご連絡ください。

岡水道工務課(内線257、295)



## 募集

### 自衛官募集

#### ●一般幹部候補生

※将来の自衛隊を担う幹部自衛官を養成するコース。

④応募資格 日本国籍を有する20歳以上28歳未満の人など

⑤試験日 ①4月22日(土)、23日(日)、②6月24日(土)

※4月23日(日)は飛行要員希望者のみ。

※詳しくは、お問い合わせください。

⑥受付期間 ①3月1日(水)～4月14日(金)(音楽要員を除く)、②3月1日(水)～6月15日(木)(飛行要員を除く)

#### ●一般曹候補生

※各部隊の中核となる陸・海・空曹自衛官を養成するコース。

④応募資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

⑤受付期間 3月1日(水)～5月9日(火)

⑥試験日 5月19日(金)～28日(日)のうち1日

※詳しくは、お問い合わせください。

岡自衛隊富田林地域事務所 ☎(24)3799・FAX(24)3999

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。



## 国民年金

### 確定申告には「社会保険料控除証明書」などが必要

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するには、1年間に納付した保険料額を証明する書類などの提出が義務付けられており、昨年1月1日～9月30日に納付した保険料の額を証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が、日本年金機構本部より昨年11月下旬に送付されています。

確定申告には、この証明書と10月1日～12月31日に納めたことを確認できる「領収書」などの添付が必要です。また、10月1日以降に初めて保険料を納付した人には、2月上旬に証明書が送付されます。

なお、本人の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を納付した場合も、その納付額全額が納付した人の控除対象となります（合算して申告する場合、配偶者、家族分の証明書も一緒に添付する必要があります）。  
📍ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル)【☎0570(003)004】、IP電話からは【☎03(6630)2525】（月～金曜日（祝日を除く）＝午前8時30分～午後7時、第2土曜日＝午前9時30分～午後4時）、または天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】

### 国民年金前納割引制度

国民年金保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替では、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や現金納付より割引額が多い「6カ月前納（4月～9月）」「1年前納（4月～翌年3月）」「2年前納（4月～翌々年3月）」があり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード払いで「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」をご利用の場合は、令和5年2月末までに申し込みが必要です。

また、社会保険料控除については、2年前納分の全額を納めた年に控除する方法か、各年に控除する方法のいずれかを選択していただけます。詳しくは、お問い合わせください。  
📍天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】



## 福祉

### 手話通訳者、要約筆記者の登録を

聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者などの福祉に理解があり、熱意のある手話通訳者、要約筆記者を募集しています。

👤20歳以上で日常生活上の必要なことについて手話通訳できる人、または要約筆記講習会を修了した人  
※手話通訳者には、2月26日(日)に登録判定試験を実施します。

📅2月15日(水)までに、障がい福祉課（内線192）へ

### 府手話通訳者養成講座

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳活動をする「手話通訳者」を養成する同講座を開催します。

🕒5月～令和6年3月(全35回程度)  
※詳しい日程や開催場所、対象者などは、お問い合わせください。

👤10人 💰無料（教材費実費）

📅2月22日(水)～、障がい福祉課（内線192）に備え付けの申込書に必要事項を記入し、3月24日(金)（必着）までに〒537-0025大阪市東成区中道1丁目3の59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内（公社）大阪聴力障害者協会「大阪府手話通訳者養成講座担当」へ郵送

（府ウェブサイト【<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/>】からも申し込みできます）

※同講座を受講するためには、判定試験に合格する必要があります。試験日など詳しくは、お問い合わせください。  
📍府民お問合せセンター【☎06(6748)0380】



## 相談

### 不動産に関する無料相談

住宅購入や賃貸契約など不動産を安全に取引するための事前相談を実施します。

🕒3月2日(休)、午後1時～4時

📍市役所 📄6人

📅2月6日(月)～3月1日(水)（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時）に、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部【☎072(958)3005】へ（申し込み先着順）

### 行政書士無料相談

🕒2月24日(金)、午後1時30分～4時30分 📍レインボーホール（市民会館）

📄相続・遺言、成年後見制度、内容証明、離婚、不動産の賃貸借・売買契約などに関する相談

📅2月6日(月)～、濱田さん（大阪府行政書士会南大阪支部）【☎(50)1110】（日曜日を除く午前10時～午後6時）へ

### 特設無料法律相談

🕒3月4日(土)、午後1時～4時

📍市役所

📄相続、離婚、不動産問題、労働問題など法律問題のトラブル

📄市内在住で、同一年度内に2回、26ページ「今月の相談」の法律相談を受けていない人

※同一案件での2回利用はできません。

📄6人

📅2月6日(月)～、都市魅力課（内線182）へ（申し込み先着順）

※イベントなどに参加される際は、感染防止のため、マスクの着用など主催者の指示に従ってください。



## 税

### 令和4年分確定申告

自宅からスマートフォン  
やパソコンで「e-Tax」  
をご利用ください！



申告書作成会場は、毎年大変混みますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅などでの確定申告(e-Tax)にご協力をお願いします。

スマートフォンを利用したe-Taxは、「スマホカメラで源泉徴収票を読み取り自動入力」するなど便利な機能に加え、令和5年1月より「青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能」になることや一定の条件を満たせば「マイナンバーカードの読取回数が削減」されるようになるなど一層簡単で便利になりました。

スマートフォンなどを利用した確定申告には、「マイナンバーカード」または「ID・パスワード」が必要です(スマートフォンはマイナンバーカード読取対応の機種に限ります)。

「ID・パスワード」の発行は、どこの税務署でも発行できますので、希望者は、本人確認書類(運転免許証など)を持って、最寄りの税務署にお越しください(土・日曜日、祝日は除く)。e-Tax以外の方法で申告書を提出する場合は、郵送または富田林税務署窓口へ直接お持ちください。作成済みの申告書は、2月15日(水)以前でも提出できます。

●富田林税務署の申請書作成会場は「すばるホール」です

開設期間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日は除く)、午前9時～午後4時

※ただし、2月19日(日)、26日(日)は開設します。

場すばるホール3階

罫筆記用具、計算器具、関係書類や

前年分の申告書の控えなど

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了したり、長時間お待ちいただいたり、入場できない場合があります。

●令和4年分の申告期限、納付期限など

税目など	申告・納期限	口座振替日
申告所得税・復興特別所得税	3月15日(水)	確定分 4月24日(月)
		延納分 5月31日(水)
個人事業者の消費税・地方消費税	3月31日(金)	4月27日(水)
贈与税	3月15日(水)	

●令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能に

スマホアプリの納付は右図のQRコードからアクセスできます。



●医療費控除

医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付では医療費控除を受けることができません。

※明細書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

富田林税務署 ☎(24)3281

### 市・府民税申告書の提出は3月15日(水)まで

市・府民税は、令和5年1月1日現在、本市にお住まいの人に、前年中(令和4年1月1日～12月31日)の所得に基づき課税されます。

この申告は、市・府民税の課税、国民健康保険料・介護保険料などの算定の基礎となるほか、保育所入所や児童手当、福祉医療費などの申請、各種証明書の交付に必要な重要な手続きですので、期間内に申告してください。

●郵送による申告にご協力を

市・府民税申告書は、インターネット上で作成ができるようになりました。作成した申告書は印刷し、必要書類を添付のうえ、郵送で提出してください。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、郵送による

提出にご協力をお願いします。

※同システムには、市ウェブサイト(課税課のページ)からアクセスできます。

※郵送の場合は、2月15日(水)以前でも申告できます。

●市・府民税申告相談を実施します  
◆市役所地下902会議室

② 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日は除く)、午前9時～午後4時 (午後4時～5時30分は、課税課1階⑬番窓口で実施)

※ただし、2月19日(日)、26日(日)は実施します(午前9時～午後5時30分)。

◆金剛連絡所2階ホール

② 2月6日(月)～10日(金)、午前10時～午後4時

市・府民税申告が不要な人

- ① 所得税の確定申告をする人
  - ② 給与所得のみの人(給与支払者から市へ給与支払報告書が提出されない場合は申告が必要です)
  - ③ 公的年金に係る所得のみの人
- ※上記②③に該当する人でも、医療費控除、寄附金控除、その他源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする場合は申告が必要です。

問課税課(内線111、112、117)

### 「償却資産(固定資産税)の申告」はお済みですか

償却資産とは、会社や個人事業主が事業に用いるために所有している構築物や機械、装置、車両や運搬具、工具、器具、備品などのことです。

令和5年1月1日現在、償却資産を所有している人は、申告が必要です。また、廃業・移転などで、すべての資産が減少した人も、減少の申告をお願いします。

申告書類は令和4年12月中に郵送していますが、手元に届いていないときや、事業開始により初めて申告する人はご連絡ください。

問課税課(内線114、115)

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。